

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例 逐条解説（第4章関係）

【新旧対象表】（令和4年5月31日及び令和4年10月21日施行分）

条	修正箇所	新	旧
第29条	条例抜粋部分	<p>法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに<u>同条第6項</u>の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）<u>並びに同法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物</u>を除く。</p>	<p>法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物に追加する特定建築物は、次に掲げるものとする。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに<u>同条第5項</u>の許可を受けた建築物（次条各号において「仮設建築物」という。）を除く。</p>
第29条	条例解説部分	<p>ただし、仮設建築物<sup>※1</sup>及び建築物の用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合<sup>※2</sup>については条例とは異なり、過剰な負担となることが想定されるため、追加する建築物から除外しています。</p> <p>※1 建築基準法第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物</p> <p>※2 建築基準法第87条の3第1項に規定する当該災害救助用建築物、同条第2項に規定する当該公益的建築物及び同条第6項の許可を受けた建築物</p>	<p>ただし、仮設建築物については条例とは異なり、過剰な負担となることが想定されるため、追加する建築物から除外しています。</p>
第29条	条例解説部分	<p>児童福祉法<u>第43条の2</u>に規定する<u>児童心理治療施設</u></p>	<p>児童福祉法<u>第43条の5</u>に規定する<u>情緒障害児短期治療施設</u></p>
第30条	条例解説部分	<p>また、用途変更及び仮設建築物<sup>※1</sup>については規模の引下げを条例で定めていないことから、法で定める規模（2,000㎡（公衆便所は50㎡））以上が整備の対象となります。</p> <p>※1 建築基準法第85条第1項及び第2項に規定する応急仮設建築物並びに同条第6項の許可を受けた建築物</p>	<p>また、用途変更及び仮設建築物については規模の引下げを条例で定めていないことから、法で定める規模（2,000㎡（公衆便所は50㎡））以上が整備の対象となります。</p>
第32条第1項	条例抜粋部分	<p>第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園、<u>保育所及び幼保連携型認定こども園</u>については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。</p>	<p>第29条各号に掲げる特定建築物のうち、幼稚園<u>及び保育所</u>については、政令第14条第1項第2号の規定は、適用しない。</p>
第32条	条例解説部分	<p>第1項は、幼稚園、<u>保育所及び幼保連携型認定こども園</u>における、オストメイト対応設備の設置を緩和する規定です。</p>	<p>第1項は、幼稚園<u>及び保育園</u>における、オストメイト対応設備の設置を緩和する規定です。</p>
第32条	条例解説部分	<p>また、保護者の利用については、幼児の送り迎えを行うため、幼稚園、<u>保育所及び幼保連携型認定こども園</u>に立ち入ることは考えられますが、長時間の滞在は想定されていないことから、オストメイト対応設備の設置を義務付けません。</p>	<p>また、保護者の利用については、幼児の送り迎えを行うため、幼稚園、<u>保育園</u>に立ち入ることは考えられますが、長時間の滞在は想定されていないことから、オストメイト対応設備の設置を義務付けません。</p>